

国住指第 3311 号
令和 2 年 12 月 28 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
(公 印 省 略)

準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件の
一部を改正する件の施行について (技術的助言)

準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件の一部を改正する件 (令和 2 年国土交通省告示第 1593 号) は、令和 2 年 12 月 28 日に公布、同日施行されることとなった。

ついては、その運用について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 改正の経緯

建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。) 第 128 条の 5 第 6 項において、内装の制限を受ける調理室等は、その壁及び天井 (天井のない場合においては、屋根。以下同じ。) の室内に面する部分 (回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。) の仕上げを同条第 1 項第 2 号に掲げる仕上げ (準不燃材料でした仕上げ又はこれに準ずる仕上げ) とすることを義務付けている。

準不燃材料でした仕上げに準ずる仕上げの具体的な内容は「準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件」 (平成 21 年国土交通省告示第 225 号。以下「本告示」という。) で定めており、一定の火気使用設備 (こんろ、いり器等) が設けられた室については、当該室内のうち火気使用設備周辺の仕上げを準不燃材料より不燃性能等が高い材料でした仕上げとする代わりに、それ以外の部分の仕上げを木材等でした仕上げとすることができることとされているが、本告示の適用範囲は、一戸建ての住宅に設けられた室に限られていた。

今般、本告示制定後の運用状況等も踏まえ、本告示を改正し、その適用範囲を拡大することとした。

2. 告示改正の概要

建築物の用途等に関わらず、一定の火気使用設備（こんろ、いろり等）が設けられた室については、以下に該当する場合を除き、本告示の適用対象とすることとした。

- ①令第 128 条の 5 第 1 項から第 5 項までの規定によって壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした仕上げ又はこれに準ずる仕上げとしなければならない室
- ②ホテル、旅館、飲食店等の厨房その他これらに類する室

（適用対象外とする室について）

上記①に該当する室については、火気使用設備の有無に関わらず内装の制限を受けるものであることから、本告示の適用対象外とした。

また、こんろ周辺の仕上げを強化しなければならない範囲については、こんろの発熱量だけでなく、こんろで使用する調理器具の大きさによっても変わりうることから、住宅において一般的に使用される調理器具よりも大きな器具をこんろで使用する事が想定される上記②に該当する室についても、本告示の適用対象外とした。

（その他）

本告示を適用する場合に火気使用設備等に求める条件については、本告示の改正前後で変更はない。なお、本告示に規定する一定の火気使用設備（こんろ、いろり等）が設けられた室であっても、同じ室内に本告示の適用条件に合致しない火気使用設備が設けられている場合にあつては、本告示の規定の趣旨に鑑み、当該室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第 128 条の 5 第 1 項第 2 号イに掲げる仕上げ（準不燃材料とした仕上げ）とすることとされたい。